

平成15年4月24日
原子力安全対策課
(15-6)
<11時資料配付>

自主点検作業の適切性確保に関する総点検の最終報告
および県の要請に対する回答の確認結果について

1. 東京電力(株)の自主点検作業記録の不正記載問題等を踏まえ、県は県内の原子力事業者に対して総点検を指示し、昨年11月15日に、原子炉容器や炉内構造物など重要設備の点検記録の調査等に関し、各事業者から中間報告書が提出された。県および立地市町等は、全ての発電所を対象に「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」に基づく立入調査を行い、総点検の調査体制および調査方法の適切性、中間報告書の内容の妥当性を確認した。また県は、立入調査の結果に基づき、11月28日、情報提供や品質管理等の徹底を図り、適切な措置を講ずるよう要請を行った。
1. 各事業者は、中間報告書提出後も引き続き、総点検の対象範囲を拡大して調査した結果、自主点検作業は適切に行われており、法令違反や点検記録の不正はなかったとする最終報告書と立入調査を踏まえた県の要請に対する回答書を、核燃料サイクル開発機構は本年1月23日に、日本原子力発電(株)と関西電力(株)は3月14日に県および立地市町等に提出した。
1. 県は、最終報告書等の内容を確認するため、発電所等において関係書類の確認や聞き取り調査を行った結果、総点検は適切に実施され、自主点検作業の実施状況や記録状況に関し、不正のおそれのある問題点はなかったことを確認した。また、総点検の結果や県の要請を踏まえた改善への取り組みについても、品質管理の徹底、適切な情報提供や透明性の向上、企業倫理活動の強化などが具体的に進められていることを確認した。
1. 各事業者においては、今後とも原子力安全文化の定着、品質保証活動の確実な実施、透明性の向上等を図るため、改善への取り組みを継続するとともに、今回の不正問題に対し、再発防止のため、今年10月に導入される新しい検査制度への対応を迅速かつ適切に行うことが重要であると考えている。
1. 県としては、今後とも事業者の改善に向けた取り組み状況を確認していくとともに、各事業者が原子力発電所の安全性に対する県民の信頼回復に向け、全社を挙げて積極的に取り組むよう強く求めていく。

自主点検作業の総点検最終報告および要請に対する回答の確認結果

平成 15 年 4 月 24 日
原子力安全対策課

1. 経緯等

昨年 8 月 29 日に明らかになった東京電力(株)の自主点検作業記録の不正記載問題等を踏まえ、県は自主点検作業記録の総点検を指示し、11 月 15 日に、県内の原子力事業者から、原子炉容器や炉内構造物など重要設備の点検記録等に関する中間報告書が提出された。これを受けて、県および立地市町等は、総点検の調査体制や調査方法、中間報告書の内容について確認するため、11 月 18 日から 3 日間、全ての発電所を対象に「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」に基づく立入調査を行った。県は、立入調査の結果に基づき、11 月 28 日に、今後とも原子力安全文化の定着、品質管理の徹底、適切な情報提供、企業運営の透明性向上等を図るため、適切な措置を講ずるよう要請した。

各事業者は、中間報告書提出後も引き続き調査を行い、原子炉容器や炉内構造物、原子炉冷却系統や格納容器漏えい率検査に係る過去 10 年分の点検記録、非常用炉心冷却設備やタービン等の主要設備に係る過去 5 年または至近の点検記録、自主点検作業および不正防止策の実施状況等に関する調査結果、ならびに改善に向けた今後の取り組みについて最終報告書に取りまとめるとともに、県からの要請に対し、追加した点検の結果や改善策に関する回答書を取りまとめ、核燃料サイクル開発機構は本年 1 月 23 日に、日本原子力発電(株)と関西電力(株)は 3 月 14 日に県および立地市町等に提出した。

2. 調査結果の概要

中間報告書提出後に行った立入調査では、法令違反や点検記録に不正はなかったとする中間報告書の内容について確認するとともに、総点検の調査体制および調査方法が不正を摘出し得るものであること、総点検の調査結果等が第三者による客観的評価を受けながら実施されていることを確認した。

今回提出された最終報告書および県の要請への回答書の確認については、中間報告書提出以降、対象範囲を拡大して実施した自主点検作業記録の調査結果や県の要請により追加した調査の結果の妥当性、また今後取り組むとしている改善策の具体性について、発電所等において関係書類の確認や聞き取り調査を行った。

その結果、総点検は適切に実施され、自主点検作業における実施状況や記録状況に関し、不正のおそれのある問題点はなかったことを確認した。また、最終報告書や回答書で報告された今後の取り組みについても、総点検結果を踏まえた品質管理の徹底、適切な情報提供や透明性の向上、企業倫理活動の強化などが具体的に進められていることを確認した。

(1) 自主点検の実施状況に関する確認

県の要請により追加した原子力発電所の品質保証指針(民間基準 JEAG4101)の確認項目(品質保証計画、教育訓練、監査など)に対し、新たに追加した

自主点検作業の代表事例について、これらの作業や記録等が、社内規程に基づき確実に実施されていることを関係書類や聞き取りにより確認した。
(核燃料サイクル開発機構については、代表事例による検証調査が中間報告書では未実施のため、全ての項目を確認した。)

(2) 不正防止策の実施状況に関する確認

各事業者が、過去に経験したトラブルの対策として現在も実施している品質保証に係る改善策や不正防止策、東京電力の調査報告書で抽出した教訓事項に関する取り組みが確実に実施されていることを聞き取り等により確認した。

(3) 社内監査に対する迅速かつ適切な対処状況の確認

県が要請した社内監査の確実な対処に関し、平成13年度の社内監査で指摘を受けた改善事項等について、その対応が終了していることを確認した。また、フォロー強化など、監査機能の向上に取り組んでいることを確認した。

(4) 具体的な報告事例に関する確認

①情報共有していくことが望ましいとして報告された事例

- ・取替前シュラウドのインディケーション（敦賀1号機）
中間報告書の調査結果において報告済み。
- ・塩化ビニールテープによる応力腐食割れの点検作業（敦賀2号機、美浜1,2号機、高浜1,2,4号機、大飯1,3号機）
中間報告書の調査結果において報告済み。
- ・燃料取替用水タンクの塩化物に起因する応力腐食割れの点検作業（美浜1号機、高浜1,2号機、大飯1,2号機）
点検や保全措置が適切に実施され、点検結果が適切に保管されていることを工事報告書や聞き取りにより確認した。
- ・気体廃棄物処理系排ガス予熱器の浸透探傷検査における指示模様（ふげん発電所）
ヘリウム漏えい試験等により健全性が確認され、その後も経年監視されていることを工事報告書により確認した。

②工事報告書等の紛失

工事報告書の紛失が報告されたが、点検工事施工会社の副本または事業者の正本のいずれかが保存されており、自主点検作業は適切に実施されていたことが確認された旨、聞き取りした。また、書類の紛失について、再発防止策が策定され、着実に進められていることを確認した。

- ・美浜発電所で2件(中間報告書の調査結果において報告済み)、大飯発電所で1件、美浜発電所の点検工事施工会社で1件。
- ・敦賀発電所で2件。(その他に工事報告書の一部紛失が3件。)

③自主点検作業記録における記載不備や軽微な補修事例等

最終報告書で報告された事例について、事業者の評価結果等を基にサンプリングし、工事報告書や検査成績書を調査した。その結果、不正のおそれのある問題点はなかったことを確認した。

なお、総点検の結果を踏まえ、品質管理向上の観点から、判定基準の記載方法の改善や技術的判断根拠の確実な記録等について、事業者として取り組みを開始していることを関係書類により確認した。

(5) 改善に向けた取り組みに関する確認

最終報告書や回答書で報告を受けた今後の取り組みについて、改善策の具体性や現在の進捗状況を調査するため、担当者からの聞き取り、改善指示に関する社内文書、規程や手順書等への反映状況、教育等に関する実績や資料などを確認した。その結果、総点検結果を踏まえた品質管理の徹底、適切な情報提供や透明性の向上、企業倫理活動の強化などが具体的に進められていることを確認した。

なお、調査において主に以下のことについて意見を述べたが、各事業者より改善策への反映を検討していくとする回答を得た。

- ・ 日本原子力発電(株)：確実な情報提供、品質管理業務の徹底を図るため、新しく設置する「業務高度化支援担当」の実務体制の整備については、具体的な責務や権限に関し、既存課(室)との違いを明確にし行うこと。
- ・ 関西電力(株)：原子力発電所における技術情報の共有化の観点から、検討を進めている国や県等との情報共有化の仕組みにおいては、報告判断基準を明確にするとともに、限られたものだけの判断とならないよう体制を確立させること。
- ・ 核燃料サイクル開発機構：原子力発電所における技術情報の共有化の観点から、ふげん発電所の「プラント状況検討会」において定期検査時の品質情報も検討対象とすることについては、確実な実施を図るため、運営要領を改訂し進めること。また、「もんじゅ」においては「ふげん」での活動状況も踏まえ、組織的枠組みの整備やその運営要領の規定化を進めること。

3. 講評

- (1) 自主点検作業記録の総点検作業は適切に実施され、自主点検作業における実施状況や記録状況に関し、不正のおそれのある問題点はなかったことを確認した。
- (2) 今後の改善に向けた取り組みについては、総点検結果や県の要請を踏まえた品質管理の徹底、適切な情報提供や透明性の向上、企業倫理活動の強化などの取り組みが具体的に進められていることを確認した。
- (3) 各事業者においては、今後とも安全協定の趣旨を十分認識し、原子力安全文化の定着、品質保証活動の確実な実施、透明性の向上等を図るため、改善への取り組みを継続することが必要である。
- (4) 各事業者においては、今回の不正問題に対し、再発防止のため、今年10月に導入される新しい検査制度への対応を迅速かつ適切に行うことが重要である。